

## 陳 情 文 書 表

令 8 陳 情 第 4 号	令 和 8 年 5 月 2 2 日 受 理
件 名	子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
陳 情 者	平塚市浅間町 1 2 - 4 1 中地区教職員組合 執行委員長 大津 敦
陳 情 の 要 旨	
<p>中地区教職員組合では、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向け、取組を進めてきました。</p> <p>文部科学省の調査結果では、1クラス当たり3.6人以上の児童・生徒が学習面や行動面で著しい困難を示していると報告されています。学級規模の縮小はきめ細やかな指導体制へとつながり、児童・生徒の学校生活における安心や帰属意識を高めます。そのため、中学校の35人以下学級を確実に推進するとともに、更なる学級編成標準の引き下げを進め、30人以下学級を目指すべきです。</p> <p>あわせて、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、持続可能な学校運営体制を確立していくことも重要です。そのためにも、「乗ずる数」の見直しを含め、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による抜本的な教職員定数改善を計画的に進めていく必要があります。</p> <p>全国の不登校児童・生徒数は12年連続で最多を更新し続け、令和6年度にはとうとう35万人を超えました。特に小学校段階における増加率が顕著であるなど、不登校の低年齢化が喫緊の課題となっております。また、不登校の期間が年度をまたぐケースも常態化しており、長期化にも歯止めが掛からない状況にあります。さらに、不登校ではなくとも不安を抱えた児童・生徒も多くいます。多様化・複雑化した子どもたちへのアプローチの方法として、校内教育支援センター支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門性を有するスタッフが配置されており、実際に効果を上げています。しかし、全ての学校に十分な時間で配置できている状況ではありません。不足する時間を市町村で雇用しているケースが多々ありますが、自治体間の格差が</p>	

拡大し続けている状況です。そのような現状では教職員と連携を取ることが難しく、児童・生徒のニーズに十分応えられていません。誰一人取り残さない学びの保障に向けて、国が責任をもって校内教育支援センター支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充と常勤化を行い、安定した支援体制を整備することが不可欠です。

これからの教育施策を独自の教育予算を編成して実施している自治体もありますが、教育予算を確保できる自治体だけができれば良いといったものではありません。必要な財源を国が保障することによって、自治体間格差が生まれず、全国どこに住んでいても、教育の機会が均等で、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにしなければなりません。

子どもたちの豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、行き届いた教育を実現するため、中学校35人以下学級を確実に推進するとともに、学級編成の標準を更に引き下げ、30人以下学級の実現を図ること。
- 2 持続可能な学校運営体制を確立するため、「乗ずる数」の見直し等を含めた検討を行い、抜本的な教職員定数改善を進めること。
- 3 不登校児童・生徒を含む全ての子どもたちがいつでも安心して学ぶ環境を整えるため、校内教育支援センター支援員や専門性を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、常勤化を進めること。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。